

平成26年第3回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成26年6月13日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成26年6月17日 午前9時 平成26年6月17日 午前11時57分			議 長 武 富 久	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	田 中 宏 之	○	6	吉 岡 隆 幸	○
	2	大 隈 敏 弘	○	7	土 淵 茂 勝	○
	3	井 上 敏 文	○	8	古 賀 戊	○
	4	坂 井 正 隆	○	9	西 原 好 文	○
	5	池 田 和 幸	○	10	武 富 久	○
会議録署名議員	5 番	池 田 和 幸	6 番	吉 岡 隆 幸	7 番	土 淵 茂 勝
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	田 中 源 一	○	町 民 課 長	平 川 智 敏	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	谷 口 学	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	川久保 義 文	○
	総務企画課長	田 中 盛 方	○	教 育 課 長	相 島 千代治	○
	建 設 課 長	柴 田 敏 彦	○	会 計 室 長	溝 口 進 洋	○
	福 祉 課 長	北 島 博	○	こども応援課長	山 下 栄 子	○
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 利 夫				
	書 記	古 賀 ケイ子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成26年6月17日

- 日程第1 議案第27号 町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第28号 江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第29号 江北小学校プロジェクター一体型電子黒板物品売買契約の締結について
- 日程第4 議案第30号 佐賀縣市町総合事務組合理約の変更に係る協議について
- 日程第5 議案第31号 平成26年度江北町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第32号 平成26年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第33号 平成26年度江北町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第34号 平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 報告第1号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第11 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 議案第35号 上小田住宅建設工事（建築）工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第36号 上小田住宅建設工事（機械設備）工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第37号 上小田住宅建設工事（電気設備）工事請負契約の締結について
- 日程第16 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願
- 日程第17 請願第2号 医療、介護総合推進法案の撤回を求める意見書の採択を求める請願
- 日程第18 請願第3号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲をおこなわないよう求める意見書の採択を求める請願

午前9時 開議

○武富 久議長

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成26年第3回江北町議会定例会会期5日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は総括審議、委員会付託となっておりますが、ただいま議案第35号、議案第36号、議案第37号及び請願第1号、請願第2号、請願第3号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第35号、議案第36号、議案第37号及び請願第1号、請願第2号、請願第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第35号、議案第36号、議案第37号及び請願第1号、請願第2号、請願第3号を上程します。

職員をして議案を朗読させます。武富局長。

○議会事務局長（武富利夫）

(朗読省略)

○武富 久議長

朗読が終わりましたので、町長から提案理由の説明を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

おはようございます。それでは、追加いたしました議案の提案理由の説明をいたしたいと思います。

議案第35号 上小田住宅建設工事（建築）工事請負契約の締結について。

工事名は、平成26年度社会資本整備総合交付金事業上小田住宅建設工事（建築）でございます。

この工事は、老朽化している岩屋地区の町営住宅55戸を2棟4階建ての64戸へ建てかえるものです。

主な工事内容は、本体工事、屋外倉庫、ごみ置き場、自転車置き場、昇降機の設置工事となっております。

詳細につきましては、別紙議案書のとおりでございます。

議案第36号 上小田住宅建設工事（機械設備）工事請負契約の締結について。

工事名は、平成26年度社会資本整備総合交付金事業上小田住宅建設工事（機械設備）でございます。

主な工事といたしましては、屋内外の給排水設備、給湯設備、ガス設備、衛生器具設備、受水槽設備の工事となっております。

詳細につきましては、議案書のとおりでございます。

議案第37号 上小田住宅建設工事（電気設備）工事請負契約の締結について。

工事名は、平成26年度社会資本整備総合交付金事業上小田住宅建設工事（電気設備）でございます。

主な工事といたしましては、屋内外の電力設備、電話設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備の工事となっております。

詳細につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○武富 久議長

続きまして、請願第1号の趣旨説明を求めます。池田和幸君の御登壇をお願いします。

○池田和幸議員

おはようございます。それでは、教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書に対する趣旨説明を申し上げます。

請願者は、杵島郡江北町大字山口3406の1の陣内一之さんです。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級及び職員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。社会状況等の変化により、学校は、きめ細かな対応が必要であり、また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加されています。いじめ、不登校等、生徒指導の課題も深刻化しています。

教育予算については、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は重要で、人材育成創出からの雇用・就業の拡大につなげていく必要があります。

このような趣旨から、以下の請願項目により意見書への採択をお願いいたします。

請願項目

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、よろしくをお願いいたします。

○武富 久議長

次に、請願第2号、請願第3号の趣旨説明を求めます。土淵茂勝君の御登壇を願います。

○土淵茂勝議員

おはようございます。それでは、早速、お手元に配付されております請願書の文書に基づいて趣旨を説明したいと思います。

最初に、医療、介護総合推進法案の撤回を求める意見書の採択を求める請願です。

請願人は、江北町大字山口1240番地の3、新里隆さんです。

紹介議員は、私、土淵茂勝です。

安倍内閣は、いわゆる医療・介護総合推進法案を国会に提出し、衆院を経て、今、参議院で審議されているところです。

これは社会保障制度改革の一環として、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを趣旨としておりますが、内容はその趣旨とは大きくかけ離れたものとなっております。

医療分野では、急性期病床の削減、従来、医師が行ってきた医療行為を看護師に委ねる制度、外国人医師による診療の緩和など、医療の質の低下が懸念される内容や、地域医療ビジョン策定の際の都道府県の権限・役割の強化が図られ、知事の病床の削減や増床の中止勧告、従わない場合の補助金の不交付などの内容も盛り込まれ、医療が給付の側面から抑制される可能性があります。

介護分野では、特別養護老人ホームの入所条件を要介護3以上に引き上げ、一定以上の所得の者の自己負担の割合を2割以上に引き上げるほか、要支援者に対する訪問介護・通所介護を市町村事業に移行するとしています。このように、医療の質の低下や抑制を招き、要支援者や要介護者が必要な介護サービスを受けられなくなる可能性のある本法案は、到底、受

け入れることはできません。

江北町議会として、医療、介護総合推進法案を撤回するよう、意見書を採択されるよう皆さんにお願いしたいと思います。

次に、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないよう求める意見書の採択を求める請願の趣旨説明を行います。

請願者は、江北町大字山口1240番地34、岸川孝さんです。

紹介議員は、私、土淵茂勝です。

5月15日、安倍首相の私的諮問機関である「安保法制懇」が「報告書」を公表し、集団的自衛権の行使を禁止してきた従来の政府解釈は「適当ではない」として、その容認を公然と求めるものとなっております。これを受けて、安倍首相は記者会見し、歴代政権が禁じてきた集団的自衛権行使を認める憲法解釈変更を検討していく考えを明確にしました。

集団的自衛権行使は、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するという事です。それは、「海外での武力行使をしてはならない」という憲法上の歯どめを外すことにつながります。こうした歯どめが外されれば、かつてのアフガニスタンやイラクなどの紛争を見ればわかるように、戦闘地域に自衛隊が派遣され、米軍とともに戦闘行動に参加することになります。政府がこの方向で閣議決定することなど絶対に許されることではありません。一内閣の判断で憲法解釈を自由勝手に変更することは立憲主義の否定につながるからです。

「報告書」は、集団的自衛権行使について、あれこれの発動の条件を列挙し、「必要最小限度」のものに限定するかのように述べています。しかし、「必要最小限度」というのは言葉のごまかしであり、ひとたび「海外での武力行使をしてはならない」という憲法上の歯どめを外せば、集団的自衛権行使の可能性は無限定に広がることは明らかではないでしょうか。非現実的な架空の事例を並べ立て、国民に集団的自衛権行使容認を押しつけることは許されるものではありません。

「報告書」及び安倍首相は、日本を取り巻く安全保障環境の変化を解釈改憲を進める唯一の最大の理由として、繰り返し述べております。しかし、北東アジアに存在する紛争と緊張を解決する上で、日本に何よりも強く求められているのは、この地域に平和と安定の枠組みをつくるための外交戦略ではないでしょうか。

外交戦略抜きの軍事的対応一辺倒の道を進むことは、軍事対軍事の悪循環をつくり出し、

緊張を高める以外の何物でもありません。

江北町議会として意見書を採択し、政府に提出するよう、皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○武富 久議長

以上で提案理由の説明が終わりましたので、議事日程により逐次議案の審議に入ります。

日程第1 議案第27号

○武富 久議長

日程第1. 議案第27号 町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。ありませんか。9番西原君。

○西原好文議員

先日、開会の日の後に、裁判あたりの経過報告も全部されて、これで最終かなという感じがして、町長が6月議会に給与の3カ月分の減給をとという提案をされております。今までの経過を見ておって、ずっとそういった裁判の報告だとか処罰——処罰じゃないですけど、みずから減給されたですよというふうな報告があっていたんですけど、肝心な水道課の体制というか、こういった事故が起こらないような体制をしていきますよというような報告はなかったような感じがするんですけど、その後どう取り組まれたのかなというのが一番関心なんですよね、私たちからすれば。

やっぱりこれだけ町内にいろんなマンションとか住宅だとか、個人の住宅はともかく、アパートあたりが建ち並ぶ中でこういった事故が起きたということは、今後の対策として、環境課としてどういった取り組みをされたというのを一番私たちは関心があるところなんですけど、そこら辺が全然出てきとらんで、裁判の結果だとか、今回は町長の減給のことについての提案なんですけど、環境課として、そういった受け付けの体制をどう変えましたというようなことを、ぜひ一回、今後でもいいですから、ぜひお願いしたいなということで、議長どうでしょうか。

○武富 久議長

谷口環境課長、答弁を求めます。

○環境課長（谷口 学）

西原議員の御質問にお答えいたします。

平成23年に閉開栓マニュアルを作成いたしまして、当時の西村課長時代に一回検討会というのを開いたということを聞いております。その後はちょっと行っておりませんが、今後そういうマニュアルに基づいた閉開栓の方法等を検討していきたいと思っております。

○武富 久議長

ほかにありませんか。7番土渕君。

○土渕茂勝議員

この問題で例会で説明された折、これに関連して2人の前任者の方から、もう退職されておりますけれども、寄附という形で一定の金額を拠出されておりますけれども、私はそのときにこうしたことを前例にしないようにと、もちろん事故についての問題ではなくて、こういうことを職員が引き継いでそういうことにならないように、そういう事例が今後出た場合、すべきではないと思っております。損害については、もう既に保険のほうから出るというふうになりますから。そのことを町長はどういうふうにご考えておられるか。

私の趣旨は、その職員の方がそういうことにかかわったとしても、寄附であったとしても受け入れないという態度をとってほしいということですが、いかがですか。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

土渕議員の御質問にお答えをいたしますけれども、この間の全員協議会でも申しましたとおり、今回の判決でもわかるように、やっぱり五分五分の瑕疵があったわけですね。やっぱり半分は町が悪かったという形を指摘されております。そういう中で、やっぱり悪いことがあったときには何らかの罰があるというのは、職員は当然わかっていることだと思っております。そういう中で、こういうふうな給料の寄附と、今回は寄附という形になりましたけれども、これは本当に退職に当たって、2人の人は退職に当たって、まだ裁判が決定もしていないから、自分としてはどうしてもこのままではやめられないという形で、今回2カ月分の寄附をされたわけですので、その辺は退職をされた職員の人たちに、やっぱり思いというのは私は受けてやらなくちゃいけないと思った形で、今回受けたわけです。

しかしながら、今後のことにつきましては、やはりそのときそのときによって、職員の瑕疵の割合といいますか、本当にどういう形で悪かったのかと、やっぱり悪かったことに対し

ては何らかの罰を与えるというのは当然のことではないかと私は思っているところでございます。

○武富 久議長

ほかに。7番土淵君。

○土淵茂勝議員

罰というふうに言われましたけど、その罰という意味がよくわかりませんが、私はそういう視点は間違っていると思います。もちろん、その問題で過ちを改めるためには、先ほど副議長も言われましたけれども、それをどう改善していくかという形で問題は解決すべきだと思います。だから、罰という言葉については私は認められないということを一言述べておきたいと思います。

○武富 久議長

ほかに。田中町長。

○町長（田中源一）

罰という形ですけれども、やっぱりいろいろ何か悪いことをしたときには懲戒免職を初め、減給とか、いろんな罰が――罰といいますか、そういうものがあるわけですね。やっぱりそういうものに照らしてしなくちゃいけないときは出てくると私は思っているところでございます。

○武富 久議長

ほかにありませんか。8番古賀君。

○古賀 成議員

管理監督者の責任というのが私よくわかりませんが、町長はどういうふうに管理監督者の責任を思っておられるのかが第1点、それから減給3カ月間、給料の月額10分の1減額と、これはどこから持ってきたのか、この2点をちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

私の管理監督というのは、何といても職員の最高責任者は私でありまして、何か職員のいろいろな事件があったときには全て最高の責任は私にあるということで、今回、私も減給処分をしたわけですけれども、10分の1の3カ月というのがどこから持ってきたかというこ

とですけれども、10分の1の2カ月分を2人の方が寄附をされているわけですから、そういう中で、判決の結果を見て、やはり五分五分であり、そして、保険でほとんど全部出るという形があったものですから、10分の1の3カ月分という形をとったところでございます。

○武富 久議長

8番古賀君。

○古賀 成議員

さっきは罰という言葉を使っておられましたけれども、私は罰ではないと思います。これは、罰はですね、行政罰と刑事罰が行政にはあるわけですが、刑事罰は反社会性、社会通念上よろしくない、刑事罰ですね。それから、行政罰はいろいろあります、判例にもですね。私はこれは行政罰でもなくて刑事罰でもない。

それから、管理監督者の責任ということで、非常に田中町長は責任を感じて、それは非常によろしいこととは思いますが、ちょっと法律に基づいた管理監督者の責任というのは私はないんじゃないでしょうか。

それから、3カ月間の給料の10分の1の減額というのは、これは昭和26年7月の通達によって、こういう線が出されておるんです。それから持ってきているわけですね、3カ月間10分の1減額。

それで、いろいろな処分には4つあるわけですね。免職、停職、減給、戒告。一番ひどいのは免職ですね、2番目が停職、それから減給、これ3番目ですね、それから戒告、こういうのがあるわけです。これの採用、どういうふうに決めるかというのは、これは町長の裁量によります。これは地公法の27条の1項にありますよね。町長の裁量で町長が決められてされているから、それはそれとしていいのかなと思いますが、いずれにしても、私は刑事罰でもないし、免職、停職、減給、戒告というのは、これは非常に処分は、これも4つあるんですがね、戒告が一番軽いです。私はこれ減給にも当たらないんじゃないかと、そういうふうに思いますがね。

いずれにいたしましても、前の副町長、あるいは林さん、担当者だったですかね、気持ちで寄附ということでされていますので、それもちょっと酷かなと、罰ではないのにとと思いますが、気持ちとしてされたんだということで田中町長は引き受けられたと、それに基づいて町長も管理監督者として最高の責任者として減給されたということでしょうが、もっと簡単に言えば、もう減給等、こういうのは出さないで、佐賀新聞にも載ってございましたけれども、

これは出さないで私は町長も寄附ぐらいでなされたほうがいいのじゃないかと。

それと、結局、これはそういうことがあるから保険にかたっているわけですね、行政保険に。645万円は大体保険で賄われるということでございますので、この条例の一部を改正してまで減給をする必要はない。

懲戒処分にも当たらないんですね。だから、前の副町長や担当者には訓告とか訓令はなされていると思いますが、それも口頭ですか文書ですかあるんですが、訓告程度でよかつたんじゃないでしょうか。しかし、気持ちで寄附されたと。

これ減給となりますと、これは懲戒処分になるんですよ。そうしますと、私は町長を非常に尊敬しておりますが、今後、例えば叙勲とかいろいろな問題が出てきて表彰規定とかいろいろ該当されても、懲戒処分となると、懲戒処分は、さっき言いましたように、地方公務員法の第29条で免職、停職、減給、戒告と、この4つがあるわけですね。そうすると、減給となりますと懲戒処分になるんですよ。だから、その地公法の29条は、規定に違反した場合、それから非行のあった場合、それから職務を怠った場合、この3つが要件になつとるわけですね。この3つとも該当していないんですね。だから、懲戒処分にもならない。減給は懲戒処分になる、その辺がちょっと私はおかしい。

だから、私はこの条例の一部を改正してまで町長の給料を3カ月間の10分の1を減額する必要はない。だから、この条例の一部は、これは裁量権で町長にあるわけですから町長が出されているわけですけれども、これは町長が裁量権があるんですが、議会としては、これはもう認めない、引っ込めていただきたいと、私はそう思うんですが。

これは懲戒処分になって減給になりますと、町長、今後ね、私は非常に尊敬していますが、叙勲とかいろんなあれにひっかかりはせんかなとちょっと心配もしておりますが、その辺は裁量権は町長にありますので、私はこれは引っ込めていただきたいと、そういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○武富 久議長

答弁。田中町長。

○町長（田中源一）

古賀議員から、ここまでしなくてもいいんじゃないかという御意見をいただいておりますけれども、私は叙勲のことは余り考えてはいないわけですけれども、そういう中で、私も寄附ができれば寄附をするわけですよ。私は寄附ができないわけですね。条例を変えないと、

私は10分の1の3カ月分を寄附しようと思っても寄附ができないものですから、こういう条例改正をして、議会で承認をいただいて、なるということでございますので、温かい言葉だと思いますけれども、そういうことで、今回こういうような形で条例を提出したところでございます。

○武富 久議長

8番古賀君。

○古賀 成議員

寄附ができないからというようなことで、気持ち的にそういったというようなことですが、法的には、私はこれは減給処分に当たらない、する必要はない。要は、今後の対策、取り組み、これが非常に重要だと思います。そういうことで、私は必要ないと思うんですが、総務企画課長、何かございましたら、自分の感じでもいいですから、法に基づいては、私が言ったとおりです。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

古賀議員の御質問にお答えいたします。

法的には、おっしゃるとおり、処分等には、職員の分につきましては減給等の処分には該当しないと思います。

そういうことで、ただ、以前、寄附行為をされた方については、先ほど町長が答弁しましたように、気持ちから出されたということで、そういうことで寄附として受け取ったということで、だろーと思えます。

それと、先ほど町長の答弁のほうにもありましたように、町長自身は寄附をすることが法律上認められておりませんので、今回、町長の気持ちとして、給料を減給する場合はこの条例改正に基づくものしかできないというふうなことを判断しまして、今回、条例を上げたところでございます。

○武富 久議長

いいですね。8番古賀議員。

○古賀 成議員

要はですね、気持ちはよくわかっておりますが、法律的には懲戒処分に当たらない。町長

だとしても、やっぱり議会のほうで、議会で、裁量権は町長にあっても、町長の場合は我々議会が重要だと思いますが、私はこれはする必要ないと思いますが、問題は、今後の対策ですね、取り組み。これをやっぱりしっかりとさせていただきたいということを申し上げて、終わりにいたしたいと思います。

以上です。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結して、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第27号 町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決と決しました。

日程第2 議案第28号

○武富 久議長

日程第2. 議案第28号 江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。ありませんか。7番土淵君。

○土淵茂勝議員

確認ですけれども、これは名称の変更だけだというふうに理解しておりますけれども、それでいいですかね。

○武富 久議長

北島福祉課長。

○福祉課長(北島 博)

土淵議員の御質問にお答えします。

ひとり親家庭の条例の中に法律名を掲載しておりますので、その法律名が今回改正されるということで、今回条例を改正しております。

それと、定義の中で表現をしておりましたけれども、法律上、法律の中の第6条第2項に父子家庭という定義が明記されましたので、その分と今回改正をいたしております。

以上です。

○武富 久議長

ほかにございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第28号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第29号

○武富 久議長

日程第3. 議案第29号 江北小学校プロジェクター一体型電子黒板物品売買契約の締結についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

今回の小学校のプロジェクター一体型の電子黒板9台についての売買契約の締結なんですけど、説明資料を見てみまして、1業者だけが入札に参加されておって、あと、ほかの業者が全部辞退をされているということで、この間、説明会の終わった後、議員だけでずっと集まった中で、今回は6業者の参加で、学映システムさんだけが参加されておって、あと全部が辞退ということで、1つは、副町長にもお尋ねしたいんですけど、こういったのが入札として成り立つのかという疑問ですね、1つですね。1業者だけで、ほか全部が全部辞退ということで、それが成り立つかということと、もう1点、これはもう昨年、昨年というか、何年か前から電子黒板あたりの入札があっております。近いところでは平成24年に小学校が200万

円程度、中学校に至っては600万円ほどで契約をされております。そのときも、例えば入札はされたと思うんですけど、こういった状況だったのか、もしわかれば、教育委員会のほうでわかれば、その入札状況をぜひ教えてもらいたいなということで、その2点だけお願いいたします。

○武富 久議長

山中副町長、答弁を求めます。

○副町長（山中秀夫）

今回の入札につきましては、1社ということですがけれども、指名競争入札に成り立つかということですがけれども、それは成り立つと思います。相手が辞退をしたということですので、どのような理由かということは、取り扱われていないということではなされていましてけれども、前回は5社指名をいたしまして2社が辞退ということでありました。それで、指名委員会の中で指名がえをいたしまして、今回したわけですがけれども、その中で、このプロジェクター一体型の電子黒板というのは、どこでも取り扱いをしているものとして指名をしたわけですがけれども、実際はここのところが取り扱いをしていなかったと。そして、ほかに、今テレビ型とかなんとかあるそうですけれども、そのようなものについては、ほかの業者も取り扱いをされていたということですがけれども、今回はそのところはわからなかったと。ただ、指名願が出ている中で、このような機種については取り扱いをされているものとして指名委員会で指名をして入札をしたものですから、このような結果になったと思います。ただし、入札そのものは成立をしようとしているところでございます。

以上です。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

今、副町長の説明で大体わかったんですけど、前回は5社のうち2社が辞退されたと、今回もほとんどの、辞退されたほとんどが、その辞退の内容をちょっとお聞きしたかったんですけどよ、わかればということで。今、副町長の答弁だと、その品物自体を取り扱っていないということで、そしたら、入札の委員会があるですよ、選考委員会ですか、そういったところで、本当に今回のメンバーを選ぶ中で適切だったのかなというような感じがいたします。そうすると、独占になってしまって、学映さんだけが今回入札に参加されとって、もう資格

があるのかなというような感じがしますので、そこら辺は入札の相手方を選考する場合の、もっと——そうせんと入札というのは何のために行うかというか、価格の競争だったり、いろんなプラスの面を引き出す上での入札だと思うんですけど、もうこうなってくると、1社だけしか該当しないような感じがするんですけど、そこら辺の選定の段階での検討をもっとすべきだったんじゃないかなという気がするんですけど、そこら辺は副町長どうでしょうか。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

指名につきましては、指名委員会の中での秘密会議の中でするわけでございますけれども、県からの通達というですか、あの中には、ローカル発注をなさいというようなことで、佐賀県の業者を特に使用してほしいということで県からも来ております。そういう中で、あとのメンテ関係も含めて、多く取り扱っている業者がいいということをしていることだったんですけども、今回は、会場に来られた人もおられましたけれども、文書で辞退をすると、取り扱っていないということであったことと、前はただ辞退というようなことで、内容的には前回のときはわからなかったわけですね。そういうようなことで今回も、前回の2社はそういうことでしたので、今回も取り扱っているものとしてしました。

それで、入札の指名につきましては、ここで申し上げることではありませんので、また指名委員会のときに、その辺のことについては話をしてみたいと思っているところでございます。

以上です。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

同じような意見、関連してということですけども、指名する場合は、その業者についてこれが十分対応できるかということをもっと十分されていないというふうに分りましたけれども、まず予定価格は示されているのかどうかですね。

それと、こういう場合、一般競争入札にやり直したほうがいいんじゃないかと思っておりますけれども、それについてはどうですか。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

予定価格は町長が決めるわけでございます。それで、指名委員会で決定した指名に対して、予定価格は町長が決めることになっています。

そして、公表はしていません。

以上です。（発言する者あり）

一般競争入札までしていません。ただ、先ほども申しましたように、先ほどというんですか、一般競争入札は、大きな住宅とか、そういうようなところについては条件付きの一般競争入札とかしますけれども、小さな物品とか工事については、県内の業者でうちに指名願が出た業者を指名委員会の中で選定をして入札にかけるということになります。

以上です。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

私は一般競争入札を言ったのは、やっぱり入札が成り立つような形をつくる上で必要じゃないかということを行ったんです。この形態というのは、入札が成り立っているということですけれども、私たちから見た、一般的に見て入札が成り立っているというふうには見れないからですね。ただ、これが、入札が成り立っていないというふうには言えないという答弁でしたからね。そういった場合には、やっぱり一般競争入札というのを取り入れていいんじゃないかと。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

私は今のままのローカル的な業者の指名でいいと思っておりますし、実際、指名をするのは指名願が出た、何々を取り扱っているというようなことから指名をするわけございまして、その中で一部物が取り扱っていないということで辞退をされるについては、向こうの都合でございますので、こちらは指名願がここで取り扱っているということで、何ですか、このような機具について取り扱っていますよというような指名願が出ていますから、それに対

して指名をするわけですので、そしてまた、先ほどから何回も言われていますけれども、入札は適正とっております。

以上です。

○武富 久議長

ほかにありませんか。8番古賀君。

○古賀 成議員

こういう場合、副町長、もう少し我々にわかりやすく、もう少し説明が欲しいなど、欲しかったなど、こういうふうに思うわけですね。

結局、この取り扱いはこの1社しかできないそうですね、私も詳しいことは知りませんが、この1社しかこの取り扱いができないと、ほかの業者さんは全然入ってこないというわけですね、部品も、本体も、全部入ってこない。こういう状況で法律的に入札を取り扱われて、副町長は法律的に成り立つと、成立したと先ほどおっしゃいました。

何か瑕疵があるんじゃないかなと思うんですよね。この1社しか取り扱わないわけですから、ほかの方がこれをとりたくても、自分たちには全然入ってこないというわけですね。その辺の流通経路がどうなっているのか。だから、そういうところからすれば、私はこういうふうな入札は成り立たないんじゃないか、そういうふうに思うんですね。大きな業者ですから、どういうふうな流通経路、どういうふうになっているのか、小さなところは全然部品すら入ってこないということなんですね。こういう状況、こういうふうなことは入札として成立するのかどうかですね。

それで、今、副町長は成立するということでおっしゃいましたら、じゃ、こういうことでひとつこの1社に成立したから、こういうふうにあるけれども、こういうことで成立するんだという、もう少し我々がわかるような、一般常識でわかるような説明をしていただければ私もわかるんですが、一般的な常識からすれば、私どもはこういうふうな入札は成り立たないんじゃないかと、こういうふうに思いますが、いかがですかね。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

再度の質問にお答えいたしますけれども、私はですね、私の説明が悪いかもしれませんが、入札は成り立つと。要するに、何社あっても都合により辞退されたところまでち

らが指名した責任はございませんので、あくまでも指名願が出ていますということで、こちらは見込んでいたわけです。そしてまた、今回につきましては前年に小学校、中学校ですね、入っている機種と同じものでないと、学校の先生あたりが操作が困るというようなことから、今はテレビとかなんとか、大きなものがあるそうです。そういうのに変えたらまた問題があるということで、この同じ機種に指定をして入札したために、この機種について仕様が合わないとか、そういうことで辞退をされたということでございますので、ちょっと言うぎ、車で言えば、何々の車ということで指定したということですので、ほかのところができなかったというようなことでございますので、今回はこのような結果になったということでございます。

以上です。

○武富 久議長

8番古賀君。

○古賀 成議員

入札の手続を踏まれて、一応はですね、そして、入札に参加してくださいということで文書を出して、そして、そういう方がおいでになったと。だけれども、向こうの事情で辞退されたんだと。向こうの事情で辞退されたんだから、向こうの事情でやめられたんだから、これは入札は成立しますよね。向こうの事情で辞退されたら入札は成立しますけれども、結局、向こうの辞退というのが、さっきも言いました瑕疵があるというか、向こうの事情、その業者は、流通経路で全然入ってこないというわけですね。だけど、文書が来たからやっぱり入札に入ったんだということで、その辺の法律的にどうなのかというのは若干私は疑問があるんですけれども、文書を出して入札に参加された。それで、向こうの事情で辞退されたんだから成立したんだという説明だと思いますよね。だけど、この1社だけが、これは取り扱いが1社だけしかできないわけですね。おいでになった業者は、ほとんど自分たちには手に入らんから辞退したというふうに私どもは聞いたんですけれども、その辺はどうでしょうかね。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

非常に説明がわかりにくかったと思うんですけれども、実際、指名委員会の中では、当然、こういうような事態になるとは想像していませんで、実際は入札に来て、自分がとらなくて

も敷札は入れるわけでございますけれども、そしてまた、こういうふうに辞退をすると次から指名を外されることもあるというふうなことも、指名委員会の中でどのようになるかわかりませんが、そういうふうなことも考える中で、こういうようなことでいいということとでされています。

それで、辞退された方が、来られた方が実際取り扱っているか取り扱っていないかも、これもわからんわけですね。実際その人は辞退だと。それで、文書で来た人は、前回のときには、ただ辞退だということの文書でした。そしてまた、そういうことだったので組みかえをして今回に出したと、そして、今回は仕様が合わなかったというようなことから文書で辞退された方が4社来られて、2社が来られて、1社がまた来て辞退ですね。そして、1社の方が入札ということになりまして、実際こういうような事態も、私も入札をして初めてでございましたけれども、特殊な、近ごろはやりの電子黒板というようなことで1社しかできなかったということですが、次からは指名委員会等でもこの辺のことも十分検討しながらしていくように話をしていきたいと思っています。

以上です。

○武富 久議長

古賀議員、このくらいでいいですかね、まだ。8番古賀議員。

○古賀 成議員

業者は非常に行政に弱いんですね、やっぱり次のこともありますしね。だから、業者の方は辞退されて、行政に弱いから、そのまま引込まれたんでしょうけれども、その業者の何人かから、何もかも我々の手には何も入ってこんけんが、ちょっとこれと疑問を投げかけられた方もおられたもんですからね。これも独禁法ですかね、その業者も。そういうことで、ちょっと一般的な常識から私も疑問を持っていた、今も持っていますけど。まあしかし、そういうことです。

○武富 久議長

田中町長、答弁を求めます。

○町長（田中源一）

今回、1社しか入札が敷札を入れなかったというのは、異常な事態だったと思われると思いますけれども、その日までわからないわけですね。その日まで5社みんな来てくれて入札をしてくれるだろうと、みんな取り扱っているだろうと、こっちは思っているわけです。そ

それが、その結果がこういうふうな形ですので、何も最初から、ここは扱っていないということがわかっていれば、何も指名しないわけですね。これは扱っているだろうと思ってみんな指名して、その日になって初めて扱っていなかったというふうなことで言われても、もうどうしようもないわけですね。しかし、敷札を入れた人に対しては改めてやることもできませんし、そういうような形で今回やっておりますので、最初からわかっていれば何もそういうふうなことはしていないわけです。その日にしかわからなかったということでございますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

○武富 久議長

ほかにありませんか。5番池田君。

○池田和幸議員

ちょっと私は入札の件じゃないですけども、前回、役場のパソコン等の設備に関しては業者さんじゃなくて、設置関係は職員の方でやってもらったと思います。今回も多分同じ学映システムと思うんですけども、学校に今回設置される場合において、その設置に関してのいろいろな準備とか、あとメンテナンスですね、その辺わかれればお願いしたいんですけども。

○武富 久議長

相島教育課長。

○教育課長（相島千代治）

ただいまの池田議員の御質問にお答えします。

設置まで今回の購入のほうに仕様として入っております。あと、メンテナンスについても、5年間だと思えますけど、ちょっと資料を持ってきておりませんが、その中に入っていると思っております。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第29号 江北小学校プロジェクター一体型電子黒板物品売買契約の締結については原案どおり可決と決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時57分 休憩

午前9時59分 再開

○武富 久議長

再開いたします。

日程第4 議案第30号

○武富 久議長

日程第4. 議案第30号 佐賀県市町村総合事務組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

質疑を求めます。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第30号 佐賀県市町村総合事務組合規約の変更に係る協議については原案どおり可決と決しました。

日程第5 議案第31号

○武富 久議長

日程第5．議案第31号 平成26年度江北町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

ちょっと3点ほどお伺いいたします。

まず1点目に、15ページの老人福祉施設費の中の117万8千円、工事費の内容をお願いいたします。

それと、ページ数でいって、済みません、戻って11ページの長崎街道・小田宿まつり運営補助金として今回100万円上がっております。これは毎年上がっていたものなのか、新たに補助金として出されたのか。

3点目が、ページ数でいいますと27ページ、公有財産の分は門前～観音下線だと思うんですけど、補償補填及び賠償金、その下の補償費346万3千円の内容をお願いいたします。

○武富 久議長

北島福祉課長。

○福祉課長（北島 博）

老人福祉施設費の工事請負費117万8千円ですけれども、この分については、老人福祉センター本館と、今度新しく就業改善センターを改修されて別館ができ上がっておりますけれども、その間の渡り廊下の屋根とか土間とか鉄骨が腐食しておりますので、屋根は張りかえですね、それとあと土間のコンクリート打ちと、あと鉄骨のほうももうさびがきておりますので、その分の塗装関係の工事費を今回お願いしております。

○武富 久議長

それでは、田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

それでは、ページ11ページの小田宿まつりの100万円のことについてお答えをいたします。

この分につきましては、今年度、財団法人の地域社会振興財団の補助を受けまして、これは10分の10ですけれども、小田宿まつりを、途絶えていたと思うんですよね、それを復活させるために今回新たに設けております。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの質問の中の27ページですね、346万3千円の補償補填及び賠償金ということで、この分につきましては、県道江北～芦刈線の中で下分交差点、下分交差点の改良工事ということで、この中で建物についての補償費ということでございます。

以上です。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

ちょっとページ数からずっと追っていきますので、済みません、11ページから行きます。

先ほど総務企画課長が途絶えていたと。確かに私も、今回、小田宿まつりが補助金がついたもんですから、ちょっとなくなったじゃないですけど、もう小さくなってしまって、なってしまったんじゃないかなという感じがしとって、最近では総務企画課でいろんな小田の振興についての取り組みをされておって、その中で小田の商店さんたちに協力をお願いするというような状況だったのに、あえてまた、小田宿まつりの補助金を提出されたのがどうしてかなという感じがしたので、質問したんですけど、これはあくまでも商店街のほうから要望があったものなのか、これだけ補助をつけますから再興してくださいよというような取り組みの方向で行かれたのか、その点お願いいたします。

2点目の福祉課長にちょっとお聞きして、妥当なのかどうか、これはもう副町長にも聞きたいんですけど、今回の就業センターの現場に私たち行ってみまして、議員に出された資料というのは、あくまでもあの建物だけの資料だったわけですね。で、現地に行きますと、外に大きな倉庫が1つふえておりました。私どもは何か何かというて、そこまで最後見せてもらったんですけど、冷蔵庫の倉庫だそうです。冷蔵庫の大きさからいうと、もう建てる段階であの大きさに建ててもらっているような感じがいたしました。やっぱりそういった公有地の、前もネイブルのところの問題が起きたんですけど、公有地にああいった増築するような場合、何ら説明もなく、私どもが現場に行つて初めてわかったというような状況じゃ、ちょっとまずいんじゃないかなという感じがしたんですけど、今回、鳴江の里にあそこを貸すという条件で冷蔵庫の倉庫を増築されたと思うんですけど、増築されたら増築されたで資料あたりはちゃんと出して、その時点で理解を得るべきだったんじゃないかなという気がするんですけど、その増築分についてはどうお考えなのか、お願いいたします。

3点目の建設課長なんですけど、この補償については、前々議会でもいろいろ賛否両論ありましたけど、前のユタカタクシーの名前何やったですかね、(「東島」と呼ぶ者あり)東島さんところの補償なのか、その下の補償というのがちょっと金額が大きいのが上がっておりますけど、今回の補正であそこの補償あたりが出てきたものなのか、そこら辺をちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○武富 久議長

それでは、田中総務企画課長。

○総務企画課長(田中盛方)

西原議員の質問にお答えいたします。

平成24年度より上小田地区の振興を図っていくということで、24年度に上小田振興のための地域再生計画書というものを作成しながら、昨年度はサノボヌールですかね、それとか高齢者サロン、そういうふうなものを行いまして、上小田地区の振興を図ってきたところです。その中で、今年度は、先ほど言いました財団のほうで100万円の事業、これは10分の10の補助ですけれども、それがつきましたので、上小田振興のために今年度は小田宿まつりをやるというふうなところで、今、計画を進めているところです。

以上です。(発言する者あり)

その件につきましては、先ほど言いましたように、24年度から上小田地区の振興を図るといふふうなところで、この件については町のほうが主となってやってきたところであります。

そういうことで、今年度につきましては、事業費がついたということで、うちのほうから言った部分も、経緯もあります。

ただ、基本的には、行政が主体というふうなところではなくて、やはり地域の方々がだんだん祭り、上小田振興に活動をしていただけるように、最初につきましては行政のほうでやっていくつもりであります。

○武富 久議長

川久保産業課長。

○産業課長(川久保義文)

鳴江の里の今回の増築の分はどうなっていたのかというような御質問でございますけれども、この分につきましては、あくまでも鳴江の里のだいちの家の追の分というようなことで、我々としましては何も隠したわけではございません。当初から入っておったものを我々が説

明をしていなかったというようなことで、説明不足は申しわけなかったと思います。

あくまでも、みそをつくるに当たっては米を確保していかなければならないと、大豆も確保して、保冷庫に保存していかなければならないというふうなことでございます。

それで、旧農協倉庫にも保冷庫が入ってございました。そういったところで、あくまでも追のものというようなことで対処したところでございます。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

下分交差点の補償費でございますけれども、これにつきましては、おっしゃるとおり、東島さんのところの車庫、それと、車庫の中にある倉庫ですね、それを含めて下水道等の公共ます等の移転とか、そこら辺の補償費でございます。

以上です。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

3問目で、議長よろしいでしょうか、再質問で。

○武富 久議長

はい、どうぞ。

○西原好文議員

まず、11ページの、総務課長、小田宿にずっといろんな施策をされているのはわかるんですけど、いろんな、お茶のみサロンだとかされているのはわかるんですけど、議会の中でもいろんな問題が出ているのは、いろんな地区でもやっていますよと、何で小田宿だけなんですかというような意見も出ている中で、私はだんだん廃れた小田宿まつり、小田商店街の方々が、ぜひ予算でもつけてくださいというような方向で今回100万円ついたというなら、私もわからんことないんですけど、どうも話を聞きよったら、予算がついたから小田にまた100万円今回補助するから、祭りを再開してくださいよというふうなストーリーみたいに聞こえて、よその区あたりもいろんな、年寄りさんでも何でも一緒ですけど、月に1回集まったり、週に1回集まったりとか、そういった事業をされている中で、何で小田だけなんですかというような質問がいっぱい出ているので、ちょっとやっぱり今の、予算がついたから小

田宿に祭りをまた再開してもらいたいというような考え方で予算をつけられるのはどうかなという感じがいたします。これはあくまでも、小田の商店街のほうからこういった、ちょっと活気が湧いてきたから祭りを再開したいのというようなことでお願いがあったというなら私もわからんことはないんですけど、何か話を聞きよったら、補助金がまたついたので祭りを再開してもらいたいと行政側からの問いかけのような感じがしたので、そこら辺はもうちょっと考えてもらいたいなというような感じがいたします。

その2点目なんですけど、川久保課長が説明されるのはわかります。これは追だというのはわかるんですけど、なら、どうして私たちの説明会の折に、これだけ中が変わりましたよ、ここは福祉課が使います、ここが鳴江の里が使いますというた中の図面にもですね、図面にすら建物は載っとらんやったわけですよ。だから、私どもは現場に行って初めてあれを見たんですけど、課長が言われる追というのはわからんことはないんですけど、説明会の折に、もう既に建物が建っとったわけですよ。その説明を受けた後に現場を見に行っただけから。現場を見に行っただけで、これは何ねというような質問ばせんばらんごと、やっぱりあれは増築され——増築というか、今度は半分ですね、こっち側が、鳴江の里が使われるという図面の中には、図面に起こしてもらったほうがよかったかなというような感じがするんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

それと、3点目の下分の交差点の件なんですけど、そしたら、総額的に言うたら、この下のやつも全部ひっくるめて東島さんとこのということで理解してよろしいんですかね、柴田課長。この上の補償費からずっと下の……（「上の公有財産ですか」と呼ぶ者あり）これは違うでしょう。（「その下は門前～観音下線の分です」と呼ぶ者あり）そうでしょう。その補償費からですよ。（「補償費だけです」と呼ぶ者あり）それとその下の欄の——それ違うか。この補償費だけですかね。（「346万3千円の分だけが」と呼ぶ者あり）分だけですよ、はいはい。（「数字でございます」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

それでは、山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

西原議員の質問にお答えいたしますけれども、小田宿の祭りの件ですけれども、去年から小田宿の活性化ということでしてきているわけでございまして、補助事業も2つ3つの事業をあわせてしているところでございます。

そういう中で、去年、その一つの中で、地域活性化センターの事業ですけれども、空き家再生による移住定住支援事業というのがありまして、小田宿の活性化のためですけれども、これは空き家体験ツアーの実施とか、地元住民との交流イベント開催とか、生活のしおり作成、空き家バンクの整備とか、そういうような事業をいただきまして、その中でイベントを去年したわけでございます。ことしにつきましては、これは25年度のみということでありまして、ことしは、要するに26年度はどうするかということも聞いておりまして、その辺で、何かまたないかというようなことから、地域活性化センターに申請をしたものが長寿社会ソフト事業費交付金ということで、すこやかコミュニティーモデル地区育成事業ということで、事業名として長崎街道・小田宿まつりという事業をするということで、小田の活性化のために、これも26年度だけです。ですから、小田宿まつりを復活させたということじゃなくて、こういうような小田の活性化をしている中で国の補助金でももらえたら、より活力というですか、盛り上がるんじゃないかというようなことからしているわけございまして、これがまた来年も続くということではございません。

また、本当は、議員言われますように、小田地区からそういうようなことを言ってもらえれば、もっと活気があっていいかなと思いますけれども、一応去年、ことしと、どっちにしても、補助事業をいただいても頑張っていこうというようなことでの役場としての支援でございます。

以上です。

○武富 久議長

川久保産業課長。

○産業課長（川久保義文）

先ほどの西原議員の質問でございますけれども、ただただ、我々も故意にやったつもりじゃございません。その辺は十分御理解をいただきたいと思います。

当初から入っておるといふような前提のもとに我々も動いてまいりました。その中で、旗揚げがしていなかったというようなことは非常に申しわけなかったと思います。

以上でございます。

○武富 久議長

ほかに。5番池田君。

○池田和幸議員

事項別の19ページですけれども、民生委員費の中の児童館運営費、こどもセンターの賃金、臨時嘱託賃金と、それからもう1つ下の衛生費の中に臨時嘱託賃金があります。この説明をお願いします。

もう1点が、33ページですけれども、一番下の教育費の中の保健体育総務費の中に19. 負担金補助及び交付金で、江北町スポーツ団体育成費助成金とありますけど、この中身をお願いします。

○武富 久議長

山下こども応援課長。

○こども応援課長（山下栄子）

池田議員の質問にお答えいたします。

児童館運営費の中の賃金ですけれども、これは、ことしより所長が配任されまして、鶴崎所長の嘱託賃金となっております。

以上です。

○武富 久議長

それじゃ、北島福祉課長。

○福祉課長（北島 博）

保健衛生総務費の賃金の分ですけれども、今、保健センターのほうに管理栄養士がおりますけれども、7月から産休に入りますので、その代替の管理栄養士の方の賃金になっております。

○武富 久議長

相島教育課長。

○教育課長（相島千代治）

池田議員の御質問にお答えします。

事項別明細書の33ページの保健体育総務費の19. 負担金補助及び交付金の江北町スポーツ団体育成費助成金10万円ですけど、これは、ふるさと応援寄附金ですね、指定寄附ということで、小山さんですかね、去年も寄附がありましたけど、これをジュニアゴルフクラブのほうへ補助するものであります。

以上です。

○武富 久議長

4 番坂井君。

○坂井正隆議員

事項別明細書の11ページでございますが、長崎街道・小田宿まつりということで100万円計上されておりますが、この小田宿まつりの主体はどこになるわけですかね。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

坂井議員の御質問にお答えいたします。

これ事業主体は、実行委員会をつくっていく予定であります。実行委員のメンバーにつきましては、地元の方々、それと行政の職員が入るようになります。

○武富 久議長

4 番坂井君。

○坂井正隆議員

長崎街道ということで、この事業については、主に石原が場所の使用地になるかと思えますけれども、私は観音下出身でございますが、観音下も馬頭観音祭というのをやっております。町長も来賓として来られますので、観音下がこういうふうな祭りをやっているというふうなことで御承知かと思えますけれども、そこでひとつ質問をいたしますが、観音下は長崎街道の小田じゃないんでしょうか。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

一応まだ正式ではありませんけれども、地区の方の代表ということで想定しているものは、上小田地区の方ということで、観音下区の方、石原区の方、それと新町区、あと上区までを想定しております。

○武富 久議長

4 番坂井君。

○坂井正隆議員

この100万円の予算の配分については、ぜひ馬頭観音祭にも向けてほしいということで、質問を終わります。

○武富 久議長

答弁いいでしょうか。（「答弁お願いします」と呼ぶ者あり）田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

今回の100万円につきましては、小田宿まつりのための費用というふうなことで御了解いただきたいと思います。

○武富 久議長

いいですか。4番坂井君。

○坂井正隆議員

小田宿というのは観音下は入っていないということですかね。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

再質問にお答えしますけれども、祭りだけじゃなくて、看板等も、いろいろ小田の、何と
いうですか、宣伝のために看板等も作製する予定であります。

それで、小田地区の小田街道は石原も観音下も同じと思っていますので、議員言われるよ
うに、石原だけということではございませんので、観音下もその辺のことは考えております。
ただ、今しているところが石原中心ですので、そういうように感じておられると思いますけ
れども、それからずっと広げていきたいという考え方でいます。

以上です。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

看板等を設置するということでございますけれども、馬頭観音祭の開催のときは、私たち
があちこちに旗を立てるわけですけど、できれば、そういう看板もぜひお願いをしたいと思
います。どうでしょうか。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

私のほうからお答えいたしますけれども、今回の100万円の補助を受けたというのは、昨

年からサノボヌールとかパン屋さんとかが開店をして、それに合わせて昨年も小さなイベントがあったわけですね、防災広場の中で。御存じの方もいらっしゃると思いますけれども。

そういう中で、今年度も何かいい補助事業がないかということで国のほうにお願いをしたら、100万円の補助がついたわけですね。そういう中で、ついたんで本当に喜んでいただけるだろうということで小田宿まつりを復活してはどうかということで考えているわけです。

馬頭観音まつりは馬頭観音まつりとして今後も、保存会がありますので、保存会の中で頑張っていたきたいと思いますし、また、その補助に対しては幾分か補助があるかもわかりませんが、その辺はまた別として、馬頭観音まつりと今回の小田宿まつりというのはまた別の物として考えていただきたいと思っております。

また、馬頭観音は馬頭観音として、要求があれば、いろんな形を今後検討しなくてはいけないと思いますけれども、今回のものは今までの東高西低というふうに昔からよく、昔からというか、よく言われていて、ジャスコ周辺、イオン周辺が本当に発展をしていく中において、昔からの小田商店街は寂れていっていると。そういう中で、何とか小田商店街も幾らかでもにぎわいをつくってやらなくちゃいけないという形がずっとこういう形で、今、補助事業を探しながらやってきているわけですので、本当に小田地区のためにやろうという形でやっておりますので、その辺はですね、よその地区から見れば、何で小田地区だけだというふうに言われるかもわかりませんが、もともとあった商店街が寂れてきているというのは、商店街はもう小田とジャスコ周辺しかありませんので、そういう形でやっておりますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

○武富 久議長

4番坂井君。

○坂井正隆議員

最後に確認をいたしますが、要求があればそれなりにということでございますが、今、私が質問したことも要望、要求の一つだと思っておりますので、その辺はお酌み取りをいただいて、今後ぜひ補助事業を見つけるときも馬頭観音祭のことも頭に入れて、ひとつ予算要求なりをしていただきたいと思っております。

馬頭観音祭は地域でやっておりますけれども、町長が言われましたけれども、実を言うと火の車のところがありまして、非常に困窮をしながら続けておるわけですから、その辺はひとつよろしく願いをして、私の質問を終わります。

○武富 久議長

答弁いいですね。2番大隈君。

○大隈敏弘議員

1点だけお伺いしますけれども、消防団員確保対策事業の中で、今回100万円上がっていますけれども……

○武富 久議長

大隈議員、ちょっとページ数ば言うてください。

○大隈敏弘議員（続）

主要事業の中の5ページなんですけれども、今回、非常備消防費として100万円ぐらい今度上がっておりますけれども、私、この備品もさることながら、消防団員さんが今ずっと年々減っていく中で、福岡県あたりは入団募集のためにいろんな新聞とかなんとか入団募集宣伝を行っているみたいなんですけれども、今度は武雄市も職員採用する中で、消防団に入る条件で職員募集をかけたみたいなんですよね。そういった中で、消防団員を確保するためにそういった何かPR活動的なことを考えておられるかなと。今後、江北町としてもそういったことを考えていかんと、団員さんもだんだん減ってくるような中で、町としてもそういった職員の、今回も武雄市みたいに入団を条件に職員募集をかけているところも、形もあるとですけれども、町としては今後、消防団員の確保にどういった力を入れているか、そこら辺をちょっとお伺いさせてください。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

大隈議員の御質問にお答えいたします。

町内の消防団員数につきましては315名が定員となっております。幸い江北町においては定員割れを起こしておりません。そういうことで、日ごろから皆さん方、消防団員のOBの方とか、そういう方が消防団員の確保に向けていろいろと御心痛されている結果が定員割れを起こしていないということで、今のところ、そういう状況ですので、確保に関する啓発等については考えておりません。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

あのね、私、今から人口減少する中で、こういった消防団員さんのやっぱり確保もしていかなと、こういった緊急事態がもし発生した場合の団員不足で災害が拡大したりするおそれがある可能性も今後出てくるから、そこら辺の確保、もう年々団員さんも年とってこられる方もおるし、いろんな条件的にされる方もおると思いますけれども、そういった中で、やっぱり団員確保というのがまず第一と思います。訓練も必要ですけども、まず団員の確保をしないとこういった災害に発揮できないから、そこら辺の団員の確保を十分今後考えていかんばいかなと思いますので、そこら辺は今後どがん考えてあるか、そこら辺を。

○武富 久議長

課長、職員の団員状況あたりば言うて。町長。

○町長（田中源一）

それでは、私のほうからお答えをいたしたいと思います。

今回、こういうふうな形で消防団員確保対策事業という名目で予算を上げておりますけれども、これは国から補助が来ているわけですね。ほとんど国の補助です。そういう中で、日本全国で、全国は団員がどんだん減ってきていると、確保しなくちゃいけないと、そういう中で国から補助金が全市町村におりてきたわけですよ。そういう中で、江北町は幸いにして何も不足していないわけですね。今までどおり315人来ていると。そしてまた、役場の職員も、若い職員はほとんど地区の消防団に入るか、本部団員になるか、役場の職員もなってくれておりますので、今後も役場の職員はどっちかに入っていくようなことは、これは強制ではありませんけれども、自主的に入っていくようお願いをしていくということでございます。

そういう中で、今後とも定員を割らないように努力はしていきたいと思っております。

○武富 久議長

ほかにありませんか。3番井上君。

○井上敏文議員

29ページをお願いいたします。

土木費ですが、土木費の公園費ですね、公園に需用費として修繕費が109万1千円上がっております。この内容を教えていただきたいと思っております。

それともう1つ、住宅費で委託料として調査設計委託料90万4千円上がっておりますが、この内容を教えていただきたいと思います。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの井上議員の29ページの公園費の中での需用費、修繕費の内容ということでございますけれども、これにつきましては鳴江公園の遊具の修繕費ということで、その内訳といたしまして、公園の遊具関係も平成2年から23年ほどを経過しているということで、あっちこっちに修繕をしなければならないと、子供たちに危険が及ぶようなことがないように小さいところまで修繕をする予定にしております。

○武富 久議長

もう1つあった。

○建設課長（柴田敏彦）続

ああ、済みません。委託料の。

○武富 久議長

90万4千円。

○建設課長（柴田敏彦）続

ああ、申しわけありません。町営住宅の建設事業の中で、委託料の調査設計委託料ということで90万4千円。これにつきましては、上小田住宅の設計の性能評価の委託料ということでございます。

○武富 久議長

3番井上君。

○井上敏文議員

公園費の修繕費、今回、遊具の修繕費ということですが、この遊具の点検については、毎年されているかと思えます。その点検を踏まえて修繕されると思うんですけど、この辺は当初予算で組むべきというか、組めたんじゃないかと思うんですけど。なるべくこういった年間修理計画を上げておられるかと思えますので、当初予算に計上していただきたいなと思えます。

以上です。

○武富 久議長

2番大隈君。

○大隈敏弘議員

もう1点だけ。事項別明細書の11ページの地域の元気臨時交付金事業の中の工事請負が400万円ぐらい上がっていますけれども、これはちょっと内容を説明してください。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

地域の元気臨時交付金の工事費の内容ですが、これは学校給食センターの工事の分で、当初、これは当初予算で上げておりました。ただ、その中で、キュービクルの改修と、資材、労務単価の分がふえたということで、今回この分の補正を計上しているものです。

○武富 久議長

ほかにありませんか。9番西原君。

○西原好文議員

済みません、もう1点だけちょっとお尋ねいたします。

ページ数19ページの特別支援及び病後児保育事業で、病後児保育事業委託料が190万円ほど上がっておりますけど、昨年やったですかね、古賀小児科で急遽というか、人数の増員で補正を組んだ経緯があるんですけど、その時点では、来年度は使用料あたりを安くして計画されておりますということでしたけど、安くした上での増員が見込まれたのか、そこら辺がわかれば、お願いいたします。

○武富 久議長

山下こども応援課長。

○こども応援課長（山下栄子）

西原議員の御質問にお答えいたします。

昨年、大体11月末にその年度の実績報告を一応県に出すようになっておりまして、その時点では前年度の24年度の実績ぐらいでいだろうという見込みだったんですけども、3月に入ってから古賀小児科さんのほうから、古賀小児科さんのPR等もございますし、また、感染症がいろいろ出たということもありまして、一応25年度に計画しておりました200名から400名までの中での申請をしております、大体510万円の金額だったんですけども、そ

れを超える、400名を超えるというようなことになってしまいました。そこで、もうその時点で実績報告で変更ありませんということで県のほうにしておりましたので、ちょっとうちのほうとしても、どうしようかということでいろいろ協議をしまして、また、国のほうに対しては、もう実績を出して金額をふやすことはできないということになりまして、400名以上になりますと700万円になるということで、510万円から700万円になるということで、その中の金額を国は出せないということで、県のほうにおきましては、全体額の中から予算が余った部分で何とか対応できるというようなことだったので、一応各市町さんに、協定を結んでいる各市町さんと話をしまして、一応各市町さんのほうでは、そこを出していただけるというふうなことになりました。一応うちのほうで取りまとめてお金を出しておくということで、実際510万円から、またその後、若干、補助の加算率の増が、ちょっと要綱の改正等もありまして若干ふえまして、192万1千円ということで補正を組まさせていただきましたところ です。

以上です。

○武富 久議長

9番西原君。

○西原好文議員

これ、課長お願いなんですけど、前回も使用状況というか、どこの町からどの程度というような数字的な資料をいただいたんですけど、できれば今回もそういった最終的な資料あたりはぜひお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○武富 久議長

山下こども応援課長。

○こども応援課長（山下栄子）

はい、わかりました。提出させていただきます。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声が上がりました。本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第31号は常任委員会に付託することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。再開、10時50分。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

○武富 久議長

再開いたします。

日程第6 議案第32号

○武富 久議長

日程第6. 議案第32号 平成26年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を求めます。ありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第32号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第33号

○武富 久議長

日程第7. 議案第33号 平成26年度江北町水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を求めます。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第33号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第34号

○武富 久議長

日程第8. 議案第34号 平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

ちょっと今回の議案の中で、数字的に上がってきていないんですけど、6月の町報に下水道の推進ということで上がっております。当初予算で300万円を計上されてのことだと思んですけど、この文を読んでおったら、早く接続した人に対する配慮がないかなというふうな感じがしたんです。やっぱり3年以内に接続をお願いしますというふうな中で、確かに消費税が上がったのはわかるんですけど、やっぱり先につながれた人にとっては、これは何なのと言いたくなるような文だったので、ここら辺の6月の広報について町長はどのように思われているのか、ちょっとこれをお尋ねよろしいでしょうか、議長。（発言する者あり）

工事のあくまでも、今後接続される方についての……（「5%にはならんとかね」と呼ぶ者あり）はい。そいけん、今後接続される方についての、概算的に言ったら大体3%程度の補助になるということで、5%から8%に上がった経緯での……（「3%の上がったよね」と呼ぶ者あり）3%分の補助というんですけど、その文章を読んでおって、なかなか理解しにくいというか、やっぱりそこら辺の、3%とぽっと書いてあるんですけど、やっぱり消費税という言葉も上がっておりませんし、ただ単に工事を、接続を推進したいから、今後接続される方には3万円ほどの補助をしますよというふうな捉え方をされると、前に接続された方は何でなのって、下水道をつなぐときには3年以内に接続せにゃいけんごととなっとならうということで、これはもう解釈のしようだと思うんですけど、それを今回6月の広報に上がっていたのを読んでいて、ちょっとどうかなという感じがしたんですけど、そこら辺。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

書き方が少し悪かった面は確かにあるかもわかりませんが、一応議会でも一般質問等でもあっておりますし、議会報告でも今回消費税が上がって、上がった分についての補助をしますというような報告等もこれまでされているわけですね。そういう中で、ちょっとそこら辺のところの補足が足りなかったのと、それともう1つは、これとあわせて、これまでやっている、2年以内につないでいただくと6カ月無料ですよとか、そういうふうなことまでもちろん書いておけばよかったかなと思っておりますけれども、それは引き続き、前からやっていることですので、その辺まで書いとけばよかったのかなという思いもいたしているところでございます。

○武富 久議長

ありませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議をしていただくため、会議規則第36条の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、議案第34号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 報告第1号

○武富 久議長

日程第9. 報告第1号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。7番土淵君。

○土淵茂勝議員

まず、今回の専決処分について、この専決処分というのが適法的にやられているのかどうかということについて私は問題があると思います。専決処分は議会を開く時間がなかったとか、あるいは緊急の場合に行われるというふうになっていると思います。この案件は来年度から実施されるもので、専決処分の根拠がないんじゃないかと思います。この専決処分されることによって、どういうことになるかという、議会の審議権、議決権を損なっているんじゃないか、議会軽視になっているんじゃないかというふうに思います。あわせて、この専

決処分について、県内で専決処分したところがどれぐらいあるのか、それは調査されているかどうか。6月議会で正式の議案として出しているところが私はほとんどだと思います。だから、そういう意味で言っても、この専決処分というのは、その根拠、それから議会軽視ということを今回生み出していると思います。専決処分を撤回して、正式な条例改正として提出し直すべきじゃないかというふうに思いますけど、まず、その件について町長にお聞きしたいと思います。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

それじゃ、私よりも町民課長のほうが詳しいですので、町民課長のほうから答弁をさせます。

○武富 久議長

平川町民課長。

○町民課長（平川智敏）

ただいまの土淵議員の御質問にお答えをいたします。

今回、専決処分にさせていただいた理由としましては、議員例会の折にも説明をさせていただいておりますが、一応3点考えております。

まず1つは、国の地方税法の改正に伴っての今回の条例改正ということで、一応国の法律が4月1日から一部施行になる部分がございます。したがって、それとあわせるということから今回、専決処分にさせていただいております。

それともう1つが、議会の審査権の問題をちょっと言われましたけれども、今回の改正につきましても、国が示した基準といいますか、それに従って改正を行っておりますので、いわゆる地方公共団体がそこに入って、例えば、数値を変えとかいうようなことができるような内容ではなく、国から伝えられたことをそっくりそのまま条例化するということでございましたので、今回、専決ということをさせていただきました。

それともう1つが、近年、御存じのとおり、税条例の改正というのが、極端に言えば、議会のたびに改正をしなくてはならないというような状況でございます。しかも、その改正が将来にわたって、将来に及ぶ部分の改正まで含めて改正をするということになりますので、議会のたびに、何年からどの法律が施行されるというその把握——もちろん把握をしないと

いけないわけですが、整理がちょっとつきづらいということも1つございました。そういうことで、今回3月31日に専決ということでさせていただいております。

それと、県内の状況ということですが、白石町が江北と同様に3月31日専決をして、今議会に報告するというところで伺っております。

以上でございます。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

私は今の説明にも問題があると思います。国が決めたものだから、町議会にかけても結局はそれを変更できないという意味のことを言われました。それはそのとおりですが、問題は、国がやっていることでも町民にとって負担がふえるわけですから、そのことを議会でやっぱり審議して、国はどのような目的でこれを行っているのか、それと、このことによって町の財政はどうかということ審議する必要があると思うんです。

今、町長は町民課長に振られましたけれども、町長は専決処分の重みということはどういうふうに捉えておられますか。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

今回の税制の改正というのは、毎年のように大体3月31日に国が公布をして4月1日から施行というものが多かったわけですが、今回、ここには上がっておりませんが、そういうふうなものがあるということで、原則として4月1日から施行されたためという形で書いているわけですが、専決処分をしても、こういうふうな形で報告をいたしますので、ここで承認を得るわけですので、承認か承認されないかということは議会としても意思表示ができると思いますので、いろいろな形で質問をされ、そしてまた、承認をしていただくように、こちらからは答弁をしていくという形をとりますので、これを軽視しているということでは決してありませんけれども、こういうふうな形で税制がいつも改正をされているということで、今回もこういうふうな専決処分という形をとったところでございます。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

私は専決処分についての町長の認識はちょっと甘いんじゃないかと思います。仮に、一般論として言いますけれども、今回出されていることを議会が否決した場合、この専決処分はというふうになりますか。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

専決処分が有効という形になります。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

専決処分が有効ですよ。いわゆる議会の審議権、議決権がもう奪われているということなんです。そこを私は言いたいわけですね。町民課長もそのあたりの認識は、私はないと思います。国が決めたから、そうだと。いや、認識があるならですね、やっぱり議会無視だと思うんですよ。これは住民負担として出てくるわけですよ。

例えば、バイクでいいますと、説明資料の中でも、これはきのうだったですかね、訂正して出してもらったものですがけれども、平成27年度以降、二輪車等の税率を現行の1.5倍にするというふうに書いておられます。これは二輪車については来年4月1日から全部値上げされます。最初そういうふうな説明じゃなかったような気がするんですよ、訂正されたと思いますけれども。ここに書いてあります1.5倍というの、これも不正確ですよ。自動二輪の50cc、これは2倍でしょう、1千円が2千円になります。それから、90cc以下、1,200円が2千円、これは1.66倍です。それと、90cc以上ですね、1,600円が2,400円、これは1.5倍です。そして、もう1つの小型特殊自動車もそうですね。だから、こういうふうに関連した表記をされていると思います、1.5倍というの、正確じゃないんです。

だから、こういう問題が起こるわけですから、十分議会で審議をできるように、こういう中身は専決処分をすべきものではないし、また、最初の専決処分の要件を満たしているのか満たしていないのかということについてですけれども、私は満たしていないというふうに認識するわけですが、その一つの例として、例というよりも、県内の状況はどうかということでも聞きました。

県内の資料を県の市町村課が出しております。専決処分をしたのは多久市、これは3月に専決処分をして、この6月議会に報告をすると。それと、江北町、それから白石町ですね、これは多久市と同じに3月に専決処分して、6月議会に報告をすると。もう1つ、有田町があります。有田町は4月に専決処分をして、6月臨時議会に報告、こういうふうになっております。

今、大体市町村課の資料で、20市町がありますけれども、この中でも多数が専決処分はしていない。だから、専決処分はしなくて済むはずだと。いわゆる私が議会軽視しているというのは、そういう意味なんですよ。議会にきちんとかけるべきじゃないか。要件を満たしているのかどうかについては答弁はありませんでしたので、それについてもう一度答弁お願いしたいと思います。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

条例の専決処分につきましては、報告と出していますように、これは条例が改正になったということでの報告でございます。

それで、この軽自動車税ですけれども、実際は、同じ自動車でも年数によって変わってきますよね。そういうふうな中で、自動車取得税も廃止になるというようなこともあって、その県税のほうもかませてされているものですから、一緒に出したほうが町民の方にはわかりやすいだろうと。いつからこうなりますよというようなことで、それが国の地方税法の中で変わっているというようなことで、今回したほうが、よりわかりやすいだろうということしておりますので、議会軽視ということじゃなくて、町民にわかりやすいようにというふうなことで、先々こういうふうになりますよということがわかるようにしたほうが良いということでしたわけでございまして、これが6月議会にかけられればよかったんですけども、4月1日からの施行ということでございまして、軽自動車税についても4月1日を受けて賦課をしておりますので、このような形で報告をさせていただいております。

○武富 久議長

7番土渕君。

○土渕茂勝議員

今の副町長の答弁は、反論といいますかね、それはちょっと成り立たないと思います。既

に6月に正式に議案として出しているところが多数なわけですから、専決処分しなければならぬ理由というのは全くなかったということです。

それで、今後ですね、専決処分というのはこういうものだということを、町長ももちろんですけど、担当課長も私は真剣に考えて、議会にやっぱり審議してもらおうと。国が決めたから、すーすーで通すようなものじゃなくて。それはなぜかという、町民に負担がかかってくるということなんですよ。

それで、聞きますけれども、自動二輪の税額を1.5倍から2倍ということで収入増ですね、それから軽四輪の税額が引き上げられます。これは非常に複雑になりますね。そういう意味で、この税額、ふえる金額は一体どれぐらいとして見込んでいるのか。どれぐらいふえるのか。それと、税率引き上げの目的、理由は、国はどのように説明しているのか。その2点について、ここで答えられるなら教えてください。どうぞ。

○武富 久議長

平川町民課長。

○町民課長（平川智敏）

どれぐらいの税収を見込んでいるかという御質問でございますが、これに関しましては、原付自動車、小型特殊自動車につきましては平成27年度から、それから、新しい四輪、あるいは三輪のいわゆる車検をする車ですね、これについては基本的には平成28年度からという課税になってきます。したがって、ちょっとその算定はまだいたしておりませんので、それにつきましては、後日お知らせしたいというふうに思っております。

それと、土淵議員が先ほどの質問の中でおっしゃっていましたが、27年度以降、二輪車等の税率を現行の1.5倍ということで、私が2ページ目ですかね、記載をいたしております。これにつきましては、1.5倍で「（最低2千円）」ということで記載をいたしておりますので、最低でも2千円は、原付の場合ですけれども、1千円が2千円になるということで一応記載はいたしておりますので、御了承いただきたいと思います。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

今の言いわけは、私は成り立たないと思います。これ読んでも、最低2千円って、ちょっとこれ何の意味なのかわからないんですよ。副町長も町民にわかるように早くしたような

ことを言われていますけれども、全くわからないんですよ。だから、十分、議員が大体——議員というか、ほかの議員の方は別として、私は一つもわかりませんでした。いろいろインターネットで調べてみて、この間、訂正されたこととかそういうのが、なるほど、そうだなというのを理解したぐらいですからね。こういう問題はやっぱり十分議会で審議して、議員が納得できるぐらい審議してしなければ、町民がわかるはずはないですよ。

そういう意味で、この専決処分については、今後この重みをきちっと捉えていただいて、なるだけ議会にかけるといこと。もう緊急でどうしようもないときは私は仕方ないと思えますけれども、今回みたいなものは、ここの6月議会に正式な条例改正として出せるものなんですよね。そのことを最後に申し上げたいと思います。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

土渕議員の言われるように、それが一番本当のやり方かと思います。それで、今後はそういうふうなことでいきたいと思しますので、御理解いただきたいと思います。

○武富 久議長

8番古賀君。

○古賀 成議員

今、副町長が言うのは、ちょっと私はもう1つそのほうが逆に疑問に感じるわけですが、私、議会運営委員の副委員長でございますが、専決処分は、今、何か土渕委員がもっともらしいことを言っておりますが、私はこれはもちろん専決処分だと思います。179条、180条等々を読んでいただければおのずとわかると思えますが、これは専決処分の要件を満たしておるし、専決処分は妥当だと思います。

以上です。

○武富 久議長

山中副町長。答弁あるですか、いいでしょう。（発言する者あり）

○副町長（山中秀夫）

専決処分は、これはもう条例は改正したものを報告しているということですので、これは成立をしています。ただこれを報告しているということですが、成立しているのが4、3市町ですかね、それからあと16市町がしていないというようなことで、そのようなことも

踏まえて検討していきたいと。要するに、そっちのほうがよかということで判断をしたら、したいということで御理解いただきたいと思います。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、報告第1号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第10 報告第2号

○武富 久議長

日程第10. 報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。7番土淵君。

○土淵茂勝議員

これについても、私は専決処分については非常に疑義があるというふうに思っております。この専決処分というのは、最高限度額の引き上げということで、後期高齢者支援金2万円プラスで16万円、介護保険支援金がプラス2万円です14万円、医療分はこれまでどおりの51万円と、合計で81万円というふうになります。

そこで、お聞きしますけれども、この対象人員ですね、それと引き上げ額は幾らになるのか、そのことをまずお聞きしたいと思います。

それともう一つは、もう一つ私が疑問に思ったのは、国保事業の主体は町だと思えます、町です。だから、国保税の税率とか均等割、平等割、いわゆる税額は町が決めております。

それで思ったことは、最高限度額の国のいわゆる改定ですね、引き上げるという改定、これを必ずしも町がそういうふうにしなければならないということじゃないんじゃないかというふうに思ったわけですね。いわゆる事業主体は町だから、もちろん上げていいよという国の指示ですけれども、しかし、町民の現状を考えた場合に、いや、やっぱりそれはちょっともう少し延ばそうとか、そういうことはできるんじゃないかということについて、2点目に質問します。

私がそれを言ったのは、4月1日から10%の国保税の値上げになっているんですよね。そして、この最高限度額というのは議会でも審議しておりません、専決処分ですからね。だから、4月1日から恐らくもうそういう形で実施になっていると思いますけれども、そういう意味で、必ずしも最高限度額を、国が言ったからといって、すぐする必要はないんじゃないかと。これもそういう意味では、専決処分しなくてよかったんじゃないかと。

もう1つあります。この専決処分の中には、2割軽減の判定所得が35万円から45万円、いわゆる10万円引き上げられております。対象世帯は増加するというふうに町長の報告でも言われておりますけれども、その増加する件数と金額ですね、どれぐらいになるのか。そういう意味で、この2割軽減の判定所得が引き上げられることによって、国保税の減、いわゆる収入減というふうにつながるのではないかというふうに考えるんですけれども、その件についてお聞きしたいと思います。

○武富 久議長

平川町民課長。

○町民課長（平川智敏）

ただいまの土淵議員の御質問にお答えをいたします。

まず、これは専決ではまずかつたんじゃないかなろうかという御質問でございますが、これは地方税法の改正に伴って、今回うたってある上限額の改正をいたしております。この施行期日が4月1日ということで、4月1日からこの制度で江北町もやっていかないといけないということから、専決をさせていただいたところでございます。

それと、軽減の関係でございますが、一応、国保の26年度の加入世帯につきましては、一応1,266世帯、それから加入被保険者数は2,306名ということで出しております。今回、2割軽減ということで話をしておりますが、実は5割軽減のほうもございまして、トータルでいきますと、ちょっとこれは昨年との単純な比較になりますが、軽減がかかってある世帯数に

つきましては、昨年が612世帯、ことしが636世帯ということで、24世帯ほど軽減の適用を受けている世帯が多くなっているということでございます。

以上でございます。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

金額は出てきませんか。

○武富 久議長

平川町民課長。

○町民課長（平川智敏）

金額につきましては、一応これは7割、5割、2割という軽減を受ける世帯の総合計ということになりますが、軽減自体は昨年と比較をいたしまして600万円ほど軽減を受けて、保険料が安くなっておられる方がいらっしゃいます。トータルとしては国保税率の改正、あるいは限度額の引き上げ等によりまして、昨年と比較をいたしまして、大体900万円程度は国保税財源としてふえているということでございます。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

ちょっと今のはよくわかりませんでしたけど、最高限度額を上げることよってのプラスと、それは説明されなかったですね。それと、今、軽減額のことにはちょっと触れられましたけれども、そのあたりの見通しというのは立てられているんですか。最高限度額が上がることよって、これぐらいふえたと。それと、軽減のいわゆる判定枠ですね。私は2割軽減だけと思いましたが、今の課長の説明では、5割軽減も枠が拡大されている、金額が変わっているということですね。それは私はちょっと気づいておりませんでしたけれども、ふえる分と減る分の金額はわかりますか。合わせて900万円ほどふえるというのが結論なのかどうかですね。どうぞ。

○武富 久議長

北島福祉課長。

○福祉課長（北島 博）

今回の改正で、まず、前に質問されました専決処分をする必要がなかったんじゃないかということですが、課税限度額の改定については遡及適用ができませんので、4月1日施行をさせておらなければ今回課税ができませんので、専決処分をさせていただきました。

それと、超過額の対象世帯というのが、今年度の当初課税の支援金分でいって約50世帯ぐらいですね。限度額が2万円上がっておりますので、約100万円程度は収入が増加になったんじゃないでしょうか。介護分についての限度超過世帯というのが20世帯ぐらいありますので、この分も2万円当然増加しておりますので、約40万円ですね。合わせて140万円は最低でも課税限度額を上げたために収入がふえたと。それと……（「介護分は何人て言いんさったですか」と呼ぶ者あり）20世帯ぐらいですね、おおむね20世帯。これは1年間のうちにずっと変動していきますので、当初課税の段階ですね。

それと、あと軽減額の直接の影響額というのが、25年度と26年度の当初課税で比較できませんので、その分で約600万円程度の減額ですね。それは5割軽減の分と2割軽減の分が今回ふえているということです。5割軽減の条文については、改正条例の中の第23条第2項中「当該納税義務者を除く」という、この分の削除に伴って、5割軽減の判定の所得の金額が上がっておりますので、その分で5割軽減の対象者がふえております。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

そしたら、先ほど町民課長は900万円ふえるというふうに言われたのが、計算では合わないですたいね。ふえる分が240万円、減る分が600万円ですからね。減る分がふえるというふうになるたいね。900万円というのはちょっと正確じゃないんじゃないかと思えますけど、その違いがどうなのか。

私が聞いたのは、今、福祉課長の説明では、専決処分は4月1日から実施されるからということですが、それはわかっております。私が聞いたかったのは、最高限度額を国が決めたのはわかっております。これを町ですぐ決めなくてもいいんじゃないか。そういう絶対上げなければならない、国の言うとおりにしなければならないという法的根拠は何かあるんですか。というのは、国保税は事業主体は町がやっていますね。だから、保険料も全部町が決めます。この最高限度額だけ変わっていくということについても、私は町が独自に時期をおくらせたり、あるいは2万円じゃなくて1万円ぐらいにね、そういうふうにはできるのでは

ないかというふうに考えたわけですね。それができないというのは、そういう何か法的根拠はあるんですか。

○武富 久議長

北島福祉課長。

○福祉課長（北島 博）

国のほうで標準的な形で限度額を定められますけれども、それよりも下で抑えられるということは、当然、国から見れば、江北町の国保は財政が豊かだと。ほかの税でも一緒ですけれども、法定税率よりも下で各団体が定めた場合はそういうふうに受け取られますので、国からの交付金に影響があるのではないかと考えております。影響があった場合には、当然その分の減収分がほかの方にはね返ってくるということで、豊かな財政ではありませんので、法律に基づいた限度額の設定を今回お願いしたということです。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

ということは、私が考えていることは間違っていないと。町で限度額については、国はこういう指示をしますけど、町でもそれはある程度抑えられると、限度額をね、そういう答弁になりますけど、それでいいですか。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

限度額を今回国が上げたわけですね、上げていいということになったわけですね。本来は、国保税は大変窮屈なといいますか、今回も値上げをしたわけですが、そういう値上げをするときに、限度額まで町で上げられたら上げていくわけですね。限度額は上げられない。しかし、全体的に10%上げなくちゃいけないと。そうすると、中間層の人たちを10%以上上げなければ、全体的に10%上がらないわけですね。そういう形で低所得者の方にはこういうふうな減額がありますので、影響はありませんけれども、やはり高所得者の方にはそれなりに応分の負担をしていただかないと、中間層の人たちがもっと窮屈になるわけですね。もっとふやさなくちゃいけないという形になりますので、町としては、限度額はもう本当に上げてもらいたかったと思っているのが現実でありますので、今回、限度額を上げていいと

いうことでありますので、上げたところでございます。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

私が質問したのは、町が事業主体だから、最高限度額についても町の裁量でできるという、そのことは否定されていないですよ。私はなぜそれを言うかということ、国保税の10%値上げは4月1日から実施されたわけですよ。その上にまた最高限度額だから、もちろんそれは一部の人かも知らんけれども、税負担というふうになるわけですよ。

それと非常に矛盾するなと思うのは、軽減の枠を広げると。これが先ほどの福祉課長の言われるのが正確であるならば、上げる分と減る分と合わせたら、結局マイナスになると。それは町長の言っていることは筋が通らないと思うんですよ。最高限度額を上げればね……

(発言する者あり) いやいや、それはわかっとるけどさ、矛盾するて私は思っとるわけですよ。いや、矛盾します。

それと、問題は、専決処分したということの問題を私は指摘しているわけですよ。これは別に6月議会でも十分論議できたんじゃないかということで、そういう中身も含んでいるので、限度額についても町の裁量で決められるということは、今、確認をしたいと思います。そのことは否定されていないと思いますので。

○武富 久議長

北島福祉課長。

○福祉課長(北島 博)

まず、限度超過額の方たちについては、今回10%税率を改正しておりますけれども、全く影響はありません。というのが、77万円を超えた方たちについては、10%を超えて税額上計算しても総額77万円にとまっていますので、その方たちは今回2万円、2万円の4万円だけです。約6%程度しか上がったことにはなりません。ほかの方は、中間所得層の方は当然10%近く上がっているんで、高額所得者の方たちについては、それ以下の伸び率ということになります。

それと、あと軽減額が600万円程度ということで申し上げましたけれども、この分については国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで補填されますので、この分の減収分については別の基盤安定——名称をちょっと忘れちゃったけれども、そちらのほうから

入ってくるようになりますので、財政的にはこの分で賄っていくようになります。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

済みません、今の率をもう一回言ってくれませんか。

○武富 久議長

北島福祉課長。

○福祉課長（北島 博）

国が2分の1、県が4分の1、そして町が4分の1ですね。減収分についてはそちらのほうで補填するようになりますので。

○武富 久議長

7番土淵君。

○土淵茂勝議員

正確にちょっとお聞きしますけれども、先ほど町民課長は900万円ふえると言われましたけれども、今の軽減措置をとって、マイナスにはならないという数字が出てきますか。そして、900万円というのは、これは根拠がないというふうに私は思いますけれども、これは撤回してほしいと思いますけど、どうでしょうか。

○武富 久議長

北島福祉課長。

○福祉課長（北島 博）

町民課長のほうから、先ほど900万円と申し上げましたのは、25年度と26年度の当初課税の、当初調定額の差額が約900万円ぐらいになります。それで、所得割、均等割、平等割を単純計算した場合の25年度と26年度の比較が約1,500万円増額、それと軽減額が600万円程度、マイナス要因がふえておりますので、プラス・マイナス合わせて900万円程度、最終的に調定額はふえるということです。そういう説明です。

○武富 久議長

わかりましたか。いいですか。7番土淵君。

○土淵茂勝議員

私は、だからですね、やっぱりこれは町で独自に決められることですから、例えば、国保

審議会というのもあります。それにも今回かかっていないと思いますね。議会でも専決処分ですから、論議は今しておりますけれども、事前にされていないということで、こういう住民に負担増となるというような中身について、いわゆる国保税というのは町民の課税負担の中で最も大きいものですよね。この問題の根本的な解決を見失わないようにするのは何かというと、国の負担をきちっとしないから、こういうことになるんですね。そのことを一言言って、質問を終わりたいと思います。

○武富 久議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立多数であります。よって、報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分については原案どおり承認することと決しました。

日程第11 諮問第2号

○武富 久議長

日程第11. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑を求めます。5番池田君。

○池田和幸議員

人事、それから人柄については問題ないんですけども、ちょっとお聞きしたいのが、今回推薦者の方は2人とも現職に委嘱された、公的な職員の方が2人とも書いてあったもので、こういうのは今後というか、何も取り決めはないと思いますけれども、そういう点、何も問題ないのかなとちょっと思いましたので、お願いします。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

池田議員の御質問にお答えいたします。

人権擁護委員の候補者につきましては、委員の欠格条項というのが人権擁護委員法というものがございます。それに抵触しなければ特別に問題はないということで考えております。

○武富 久議長

5番池田君。

○池田和幸議員

そしたら、今回はたまたま公職ですね、1人の方が厚生の方で、もう1人の方が先ほど出られました幼児教育センターのという方でありましたので、そういう意味でちょっと別に問題ないのかなと思ったんですけれども。

○武富 久議長

田中総務企画課長。

○総務企画課長（田中盛方）

再質問にお答えいたします。

今、お二人の方は現職ではございませんので、その分については問題ないかと思えます。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○武富 久議長

起立全員であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については原案どおり同意することに決しました。

日程第12 諮問第3号

○武富 久議長

日程第12. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については原案どおり同意することに決しました。

日程第13 議案第35号

○武富 久議長

日程第13. 議案第35号 上小田住宅建設工事（建築）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

今回の上小田住宅の建築分の請負契約締結なんですけど、入札状況を見たときに、2点だけちょっとお伺いいたします。

1点目は、3社が今回業者として入札されておりますけど、中野・前田特定建設工事共同企業体、もう1社が唐津土建・扶桑建設共同企業体、それと松尾・峰特定建設工事共同企業体ということで、この2社については特定建設ということで、共同企業体を組まれた後になっておりますけど、この特定建設というのは何かこう、もう1社は全然載っておらないんですけど、そこら辺の別な取り組みなのか、そこら辺をわかればお願いいたします。

それと、これは金額的に前はもっと5社あたりぐらいでの入札だったと思うんですけど、

今回見ておって、唐津土建さんとか松尾さん、中野さんとか、佐賀県全般を見て入札されているみたいですけど、5社ぐらいの入札は前あっていたように感じたんですけど、そこら辺の入札参加者の件数は3社でというので、これも指名委員会の中での会議で決定されたと思うんですけど、そこら辺のいきさつというか、それがわかればお願いいたします。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの西原議員の質問でございますけれども、今回3社が公募されたわけでございますけれども、この公募する条件といたしまして、条件付一般競争入札ということで、今回、共同企業体の代表に必要な要件ということで、平成25年度、26年度の佐賀県の建設業施工能力等級表、建設工事の総合点数が1,200点以上ということで、佐賀県内からそういう条件を持った方ということで公募をかけたわけですね。それとあと、共同企業体の構成員に必要な要件ということで、これについては建設業法に定める建築工事の許可を有する者であって、これについては佐賀県の武雄土木事務所管内に本店を有することということで、武雄土木事務所管内のA級の業者、1,000点以上の業者ということで条件になっております。

特定につきましては、ちょっと建設業法のほうで定める建築工事関係についての特定ということで、建築工事関係ということで御理解をお願いしたいと思います。

○武富 久議長

いいですか。9番西原君。

○西原好文議員

そしたら、一応武雄土木事務所管轄に本社を置かれている企業であり、なおかつ1,200点以上の点数を有する者ということで、そしたら、一応公募した中で、該当することで3社が応募されたということで、これは価格の表示あたりをされたんですよね。やっぱりこれ考えておったら、まだ建築業者の大きいのは幾つかあるけどねと思ったんですけど、この3社にした理由というのは、その公募が3社しかなかったということでしょうか。その点をもう一回。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの質問の、武雄土木事務所管内の3社ということではなくして、共同企業体の代表に必要な要件ということで佐賀県内の1,200点以上と。それと、共同企業体の構成員に必要な条件ということで、武雄土木事務所管内の1,000点以上、A級の業者ということで、企業体を組んでいただくということで公募をかけたところでございます。この中で3社だけが申請をされたということでございます。

それから、もう1つ何やったですかね。（「よかよか」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第35号 上小田住宅建設工事（建築）工事請負契約の締結については原案どおり可決と決しました。

日程第14 議案第36号

○武富 久議長

日程第14. 議案第36号 上小田住宅建設工事（機械設備）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を求めます。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第36号 上小田住宅建設工事（機械設備）工事請負契約の締結については原案どおり可決と決しました。

日程第15 議案第37号

○武富 久議長

日程第15. 議案第37号 上小田住宅建設工事（電気設備）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を求めます。9番西原君。

○西原好文議員

先日の議員説明会の折に、1棟だけの数量でということていろいろ問題が出ておりましたけど、前も私、庁内に今そういった専門の職員が、一応免許は持っているけど、必要じゃないかというような質問をした経緯があります。やっぱりこういったことで、例えばコンサルタントに頼まれるのもよろしいでしょうけど、そういった数字の誤りとか、そういったことが、今後、大きな建物は計画されていないかもしれないんですけど、町の管理体制として、施工管理体制だとか、そういったことをほかの方にずっと任せっきりになってしまうんじゃないかというふうな感じがしてならないんですけど、そこら辺でやっぱりこういった数量の手違いがあったとか、入札をする段階での数量の手違いがあったとか、そういったことを聞いておって、本当に今の建築に対する我が町の体制が十分かというような不安がちょっとよぎったんですけど、そこら辺で、もっとやっぱり町のほうにも1名ぐらいは、やっぱり建築の専門の方が必要じゃないかなというような感じがしたんですけど、それともう1点ちょっとお伺いしたいんですけど、物件の3つについても、辞退が各1業者ずつあります。価格の公表をされた上に入札をされておって、なおかつ辞退というふうなことで、入札に参加されておって辞退というふうなことで、この3件についての辞退の内容あたりはどのような内容なのか、わかればお願いいたします。

○武富 久議長

柴田建設課長。

○建設課長（柴田敏彦）

ただいまの質問の中で、ちょっと2番目のほうから回答をしたいと思います。

2番目のほうの辞退ということでございますけれども、これについては、ちょっとうちのほうでは辞退の内容はわかりません。業者のほうの意思だと思っております。

それから、1番目については、専門の職員を置くべきということでございますけれども、これにつきましては、ちょっと私のほうでは——町長のほうにお任せします。

○武富 久議長

田中町長。

○町長（田中源一）

私のほうでお答えをいたしますけれども、確かにいたほうがいいということはよくわかっております。そういう中で、一度は募集をしたことがあったんですけれども、不調に終わったわけですけれども、今後も、今、女性の若い職員が一生懸命勉強をしておりますけれども、なかなか一足飛びに成長しないというか、少しずつは成長していると思っておりますけれども、それと、今後のことについても、建築専門の職員をどうするかということは検討していきたいと思っております。

○武富 久議長

ほかにありませんか。3番井上君。

○井上敏文議員

先ほどの質問の関連ですけど、議員例会の折に、電気設備工事において数量落ちがあったという報告を聞きました。そもそも根本は設計事務所が数量を上げていなかったということだと思います。チェック体制も問題があったかとも思うんですが、ただ、設計事務所のミスに対して、町のほうは何かペナルティーを考えておられますか。答弁願います。

○武富 久議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

今のところはペナルティーのどうこうまでは考えておりません。ただ、嚴重注意ということで、来られましたので、来てもらって嚴重注意をしたということでございます。ペナルティーについてまでは、そこまではちょっと考えておりません。

○武富 久議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第37号 上小田住宅建設工事（電気設備）工事請負契約の締結については原案どおり可決と決しました。

日程第16 請願第1号

○武富 久議長

日程第16. 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第86条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。請願第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立全員であります。よって、請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願は採択することに決しました。

日程第17 請願第2号

○武富 久議長

日程第17. 請願第2号 医療、介護総合推進法案の撤回を求める意見書の採択を求める請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。請願第2号については、会議規則第86条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。請願第2号については、委員会付託を省略することに決しました。質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立少数であります。よって、請願第2号 医療、介護総合推進法案の撤回を求める意見書の採択を求める請願は不採択と決しました。

日程第18 請願第3号

○武富 久議長

日程第18. 請願第3号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲をおこなわないよう求める意見書の採択を求める請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。請願第3号については、会議規則第86条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。請願第3号については、委員会付託を省略することに決しました。質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○武富 久議長

起立少数であります。よって、請願第3号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲をおこなわないよう求める意見書の採択を求める請願は不採択と決しました。

しばらく休憩いたします。各常任委員長は議長室にお集まりください。再開は11時56分。

午前11時51分 休憩

午前11時56分 再開

○武富 久議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。武富局長。

○議会事務局長(武富利夫)

それでは、報告いたします。

平成26年6月定例議会委員会付託議件(案)

○総務常任委員会付託分

議案第28号

議案第31号 歳入全部と歳出のうち 款1 議会費 款2 総務費 款3 民生費 款4 衛生費
のうち目1 保健衛生総務費 款7 商工費 款9 消防費 款10 教育費

議案第32号

○産業常任委員会付託分

議案第31号 歳出のうち 款4 衛生費のうち目3 環境衛生費 款6 農林水産業費 款8 土
木費

議案第33号

議案第34号

以上でございます。

○武富 久議長

以上のおおりに各委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武富 久議長

異議なしと認めます。よって、以上のおおりに付託することに決しました

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御起立願います。どうもお疲れさまでした。

午前11時57分 散会